

信託制度と遺留分減殺請求

前回（平成29年4月10日575号）ご紹介したとおり、超高齢化社会の到来に伴い、わが国における信託制度の利用に大きな変化がみられるようになりました。金融商品としての信託制度の利用は、現在も活況であるものの、近年では資産管理・財産継承手段としての信託制度利用が注目され、利用され始めています。しかし、信託制度を用いることにより、民法上の制度で実現することのできない効果を生じさせることができることから、誤った理解に基づく信託利用も増えているように感じます。信託制度と遺留分制度との関係についても同様です。そこで、今回は信託設定により遺留分権者の遺留分が侵害される場合があるか否かについて、簡単にご紹介します。

○ 遺留分制度とは

遺留分制度とは、被相続人の有していた相続財産について、一定の相続人に対し一定割合の相続財産を、法律上留保することを保障する制度で、民法1028条以下にその規定が設けられています。遺留分制度は大きく分けて、ゲルマン法（フランス型）の流れを汲むものとローマ法（ドイツ型）の流れを汲むものがありますが、わが国の遺留分制度は、明治民法以降、ゲルマン法であるフランス型を参考とし、「遺留分法は、個人主義的処分自由に対する家族主義的家産援護の防塞（中川善之助＝泉久雄『相続法第4版』649頁（有斐閣2000）」と説明されてきました。つまり、わが国遺留分制度は、法定相続制度を原則とし、家産維持を目的として設けられた制度と言えます。

遺留分は次の者に対し、次の割合で認められ（民法1028条）、対象となる財産は被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額に、その贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定されます（民法1029条1項）。加算対象となる贈与は、原則、相続開始前1年間にしたものに限定されますが、悪意の場合、これに限定されません（民法1030条）。

直系尊属のみが相続人である場合	被相続人の財産の3分の1
それ以外の場合	被相続人の財産の2分の1
※なお、兄弟姉妹に遺留分は認められておりません。	

○ 遺留分減殺請求とは

遺留分を侵害された相続人（遺留分権利者）及びその承継人は、自身の遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び一定の贈与の減殺を請求することができます（民法1031条）、その請求は受遺者及び受贈者など、遺留分を侵害した行為により直接的に利益を受けた者に対し行うこととされています。

○ 信託と遺留分減殺請求

信託とは、特定の者（委託者）が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいい（信託法2条1項）、委託者が受託者に対し、信託財産から生じる利益を受益者に対し分配する義務を課した上、信託対象財産を移転することにより設定されます（信託法2条2項1、2号）。そのため、委託者が行った信託設定が遺留分減殺請求の対象となる行為に該当するか否かが問題となります。

しかし、民法1028条が定めるように遺留分とは遺留分権利者に対し、法律上留保することが保障された相続財産の一部であり、民法1029条や1031条が定める遺贈及び贈与だけでなく、被相続人が行った無償の財産移転により、遺留分権利者の遺留分が侵害された場合も含まれると考えられており、被相続人が生前若しくは遺言により行った信託設定に伴い遺留分権者の遺留分が侵害される場合があること、その場合、遺留分権者が遺留分減殺請求を行い得ることについては異論がないとされています。例えば、被相続人X、妻（相続人）A、子（相続人）B、子（相続人）Cがいる場合において、Xが自身の財産すべてについて、受益者Bとする信託を設定した場合、遺留分権利者であるA及びCは遺留分の減殺請求を行うことができます。なお遺留分減殺請求の対象行為及び対象者については、現状、学説（信託財産説、受益権説、折衷説）の対立がみられるところです。なお、当該取扱い、生命保険契約に基づく死亡保険金が、民法903条1項にいう特別受益に当たらないとされた取扱い（最高裁平成16年10月29日第二小法廷判決、民集58巻7号1979頁など参考）と異なるため、留意が必要です。